

(第一部分)

# 國第八十四回 會參議院內閣委員會會

昭和五十三年四月十八日(火曜日)

卷十時三十一分開譜

四月十二日  
辭任  
降矢 敬義君  
補欠選任  
堀江 正夫君

			西月十四日
出席者は左のとおり。	委員長	辞任	竹内
		植木	潔君
	野口	光教君	昇君
		忠夫君	野口
		補欠選任	忠夫君
		竹内	植木
	山崎	潔君	光教君
		昇君	昇君

理事  
林原文兵衛君  
片岡勝治君  
井上忠吉

説明員	内閣総理大臣官 房参事官	赤松 良子君
文部省大学局大 学課長	瀧澤 博三君	
本日の会議に付した案件 ○科学技術庁設置法の一部を改正する法律案(内 閣提出、衆議院送付)		

説明員　内閣給理大臣官　赤松　良子君  
房参事官  
文部省大学局大　瀧澤　博三君  
学課長

○委員長（塚田十一郎君）　ただいまから内閣委員会を開会いたします。

○科学技術庁設置法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本日の会議に付した案件

<p>説明員</p> <p>内閣総理大臣官 房参事官 赤松 良子君</p> <p>文部省大学局大 学課長 潟澤 博三君</p>	<p>本日の会議に付した案件</p> <p>○科学技術庁設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)</p>	<p>○委員長(塙田十一郎君) ただいまから内閣委員会を開会いたします。</p> <p>科学技術庁設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。</p> <p>まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。熊</p>
---	--	--

説明員	内閣総理大臣官 房参事官	赤松 良子君
文部省大学局大 学課長	瀧澤 博二君	
○委員長(塚田十一郎君)	ただいまから内閣委員 会を開会いたします。	本日の会議に付した案件
科学技術庁設置法の一部を改正する法律案(内 閣提出、衆議院送付)		
題といたします。		
ます、政府から趣旨説明を聴取いたします。熊 谷科学技術庁長官		
○國務大臣(熊谷太三郎君)	科学技術庁設置法の	

金属材料技術はあらゆる産業や技術に深い関連性を持ちその発展を支えるものであり、また、地殻予知技術を初めとする防災科学技術は国民の生命及び財産を守るために欠くべからざるものでありまして、これら両機関はこの分野における総合的研究機関としてその一層の充実発展を図る必要がござります。慎重御審議の上、何とぞ速やかに御可決賜りますことをお願い申し上げる次第でござります。

○委員長(塙田十一郎君) 以上で説明の聽取は終りました。

○片岡勝治君 まず初めに、今回の設置法の一  
部 質疑のある方は順次御発言願います。

これより質疑に入ります。

金属材料技術はあらゆる産業や技術に深い関連を持ちその発展を支えるものであり、また、地殻予知技術を初めとする防災科学技術は国民の生活及び財産を守るために欠くべからざるものでありまして、これら両機関はこの分野における総合的的研究機関としてその一層の充実発展を図る必要がござります。慎重御審議の上、何とぞ速やかに御可決賜りますことをお願い申し上げる次第でござります。

○委員長(塙田十一郎君) 以上で説明の聽取は終りました。

○片岡勝治君 これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○片岡勝治君 まず初めに、今回の設置法の一部を改正する法律案の内容につきまして、若干事務的にお尋ねをいたします。

一部を改正する法律案につきまして提案理由及び

内容を御説明申し上げます

内容を御説明申し上げます。

この法律案は、さきに政府の定めた筑波研究学園都市建設計画の線に沿いまして、科学技術庁の付属機関であります金属材料技術研究所の一部及び国立防災科学技術センターを筑波に移転するため必要な改正を行うものであります。その内容は次の二点であります。

第一は、金属材料技術研究所の一部であります新材料開発部門を筑波に移転するための改正であります。このため新たに「所要の地にその支所を設けることができる」旨の規定を加えることとしたものであります。

第二は、国立防災科学技術センターを筑波に移転するための改正であります。このため、その所在地につきこれを現在の「東京都」から「茨城県」に改めることとしたものであります。

以上がこの法律案の提案理由及びその内容であります。

金属材料技術はあらゆる産業や技術に深い関連を持ちその発展を支えるものであり、また、地震予知技術を初めとする防災科学技術は国民の生産及び財産を守るために欠くべからざるものでありまして、これら両機関はこの分野における総合的的研究機関としてその一層の充実発展を図る必要がござります。慎重御審議の上、何とぞ速やかに御可決賜りますことをお願い申し上げる次第でござります。

○委員長(塙田十一郎君) 以上で説明の聽取は終りました。

○片岡勝治君 これより質疑に入ります。

○片岡勝治君 まず初めに、今回の設置法の一部を改正する法律案の内容につきまして、若干事務的にお尋ねをいたします。

高めていくことにつきましては大変効果がある。すると、こういう判断でございまして、昭和三十二年代の後半からこの研究学園都市の建設といふことににつきましての企画にずっと参画いたしました。したがいまして、当初から科学技術庁の研究所で新しくできるものにつきましては、筑波研究所都市に建設をしていこう、こういう構想でございました。

したがいまして、昭和四十四年か五年と思いまして、無機材質研究所というのが新たにできますときには、これを筑波研究学園都市に最初から建設をするということでおいたしたものもございました。あるいは本日お願いをいたしております防災科学技術センターでございますが、これにつきましても、大型の設備を設置いたしますには、やはり築波に設置をした方がよろしからうということをございまして、いわゆる大型降雨の実験装置、

高めていくことにつきましては大変効果がある。すると、こういう判断ございまして、昭和三十一年代の後半からこの研究学園都市の建設といふことにつきましての企画にずっと参画いたしました。したがいまして、当初から科学技術庁の研究所で新しくできるものにつきましては、筑波研究学園都市に建設をしていこう、こういう構想でございました。

したがいまして、昭和四十四年か五年と思いまして、無機材質研究所といふのが新たにできましたときには、これを筑波研究学園都市に最初から建設をするということでおいたものもございました。

高めていくことにつきましては大変効果がある」という判断でございまして、昭和三十二年からこの研究学園都市の建設といふことをつままでの企画にずっと参画いたしました。したがいまして、当初から科学技術庁の研究所で新しくできるものにつきましては、筑波研究学園都市に建設をしていこう、という構想でございました。

したがいまして、昭和四十四年か五年と思いましたが、無機材質研究所というのが新たにできましたときには、これを筑波研究学園都市に最初から建設をするということをいたしたものもございました。あるいは本日お願いをいたしております防災科学技術センターでございますが、これにつきましても、大型の設備を設置へをしますことは、やは

高めていくことにつきましては大変効果がある。すると、こういう判断でございまして、昭和三十二年代の後半からこの研究学園都市の建設といふことににつきましての企画にずっと参画いたしました。したがいまして、当初から科学技術庁の研究所で新しくできるものにつきましては、筑波研究所都市に建設をしていこう、こういう構想でございました。

したがいまして、昭和四十四年か五年と思いまして、無機材質研究所というのが新たにできますときには、これを筑波研究学園都市に最初から建設をするということでおいたしたものもございました。あるいは本日お願いをいたしております防災科学技術センターでございますが、これにつきましても、大型の設備を設置いたしますには、やはり築波に設置をした方がよろしからうということをございまして、いわゆる大型降雨の実験装置、

あるいは地震の振動の実験装置等大型の設備についてましては、筑波にこれを初めから設置をしてきておるわけでござります。

それから、金属材料研究所につきましては、本日御審議をお願いしておるわけでございまして、東京の研究所はまだ新しゆうざいいますが、一部場所が足りない、新しい研究に対応するためにには場所が足りないということでございまして、当初から筑波に用地の確保を図ってまいりまして、最

近建設が進んでその支那を建設をする  
状況になつてきておるわけでござります。  
したがいまして、あと当時の研究所といたしま  
しては、放射線医学研究所、これは千葉県の福井  
にござります。それから、航空宇宙技術研究所、  
これは三鷹にござります。これらの研究所は、科

学技術庁は設立が新しいものでございますので、昭和三十年代の設立でござりますので、その設備もずっと新しくなっておりますし、用地も一応確保されているというようなことから移転の計画はございません。

そんな状況でございまして、先生のいまの御意見にお答えいたしますと、一応今度の設置法の改正で、科学技術庁としては当面の移転の計画は全部終了する、こうじう予定になろうかと思つております。

○岡勝治君 今度の移転の中で、国立防災科学技術センターがこれで完全に移転をするわけであります。しかし、いろいろこの資料を拝見していただきたいと思いますと、もう建物は去年で来て実質的にそちらの方に移っているんじゃないですか、本館なども去年できているようですね、その点ちょっと実情

○政府委員(園山重道君)をお伺いしたい。  
御説明いたします。

先生御指摘のとおり、また、ただいま計画局長から御説明いたしましたように、防災科学技術センターにつきましては、三十八年に設立したわけですが、これは現在銀座の通産省の工業品検査所でございますが、このビルに間借りをいたしております。当初から、先ほど説明のとお

り、大型の施設につきましては筑波センターに建設をしてきたところでございまして、今回本館に

ましても相当な分野を担当いたしておりまして、非常に、東京におきます各機関との連絡調整を他がござりますので、昨年春でございますが本ができておりますけれども、現在までその所及びその直轄の管轄部門一部とへうもの東京

残しておつたわけでござります。今回設置法の正をお願いいたしまして、筑波に全員を移すところにいたしたわけでござります。

たいと思ひますけれども、しかし、実態としてすでに本館ができ、管理部門も研究部門もすでに事務的に事を進めて、特に防災関係の仕事でありますから、これはもつと機敏に対応すべきで

術の研究というところに何か主眼が置かれてき  
ような率直に言つて気がするわけであります。  
ういようとこらから、現在研究部門として、付属  
関としては航空宇宙関係、金属材料あるいは放  
線、防災関係、無機材質研究、資源調査、原子  
線、防災関係、無機材質研究、資源調査、原子

関係、こういうものを付属機関として持つわけです。これは科学技術庁としては、将来どういう、何か別にさらに領域を広げる、あるは新たな研究テーマを設定をして科学技術の研に当たる、そういう将来計画といいますか、そういうものがありましたらお聞かせいただきたい

○政府委員(半澤治雄君) 科学技術庁に設けら  
思ひます。

ております試験研究機関は、御案内かと思ひますが、各省庁が設けております試験研究機関の上に所管事業に直結するような試験研究と申しますよりかは、これらに共通する基盤的な試験研究あるいは各省庁に重複して持つことが不適当とわれます大型施設を設けまして、それを共用にて

するといった役割りを持つておるわけでございまして、こういう立場での試験研究を今後とも進め

るわけでございますが、現在私どもが持つております試験研究機関のほかに新たに研究機関を設けることとする考え方にはございません。行政簡

素化といふこともござりますし、現在ござります  
試験研究機関を有効に活用していくことによつて、  
その基盤的な、基礎的な研究は当面は可能で  
あろうと、いうふうに考えております。

に、私ども素人考へてこの科学技術庁の研究領域を見ますと、さつき言つたように、直接経済成長というところに何か主眼を置く、もちろん直接関連それが将来国民の生活に結びついていくといふことはわかりますけれども、そういうところに重

の科学技術といふものは原子力を中心とすることによって、他のエネルギーの問題についての科学技術の研究行政といいますか、そういうものが見られたい、こういう指摘がありますね。私どもも率直に

言つて、エネルギー問題といふといまの政府の方針は原子力中心である。もちろん原子力を平和的に利用するということについて私どもこれを否定するわけではありませんけれども、しかし大変重大な問題をはらんでいる原子力問題でありましてから、これについては相当慎重に対処しなければなりません。

同時に、他のエネルギー問題についても積極的に取り組む姿勢があつていいのではないか。

というふうに考えるわけであります。あるいはまた、環境基準の目標値を決めながら、その達成に必要な技術開発政策は作成されていない。つまり、われわれの環境基準といいうものはかくあるべきだということが一応定められておりながら、それででは、その環境を維持するために一体どこ

していければいいのかといふ科学技術の方面についてはほとんどないが、いろいろとされていっているということを指摘されているわけであります。そういうことを考えますと、科学技術のこれまでの領域といふものが、いわば産業優先、そういうところにあるのではないかというふうに見られてもやむを得ないと思うんです。もう少し国民生活に直接結びついた、そういう点について積極的な姿勢を示すべきではないかと思うんですが、これについてひとつ長官の見解を承りたいと思います。

○政府委員(大澤弘之君) 大臣にお答えいただく

前に、ちょっとと私どもやつております仕事の中身を御説明させていただきたいと思います。

は総合調整的な役割りをすることが設置法上の任務でございまして、そのほかに、先生いま御指摘のように、原子力とか宇宙あるいは海洋といいますように、先導的、基盤的と私ども申しておりますが、そういう分野の実際の研究開発を進めていく、ごく簡単に科学技術庁の役割りを申し上げますと、そんなふうになつておるかと思うんでございまますが、科学技術は大変広うございますので、科学技術に関しまして、そのすべての研究開発といふものを科学技術庁で担当するというわけにはまいりませんで、それぞれ既成の省庁におきまして、多くの国立試験研究機関あるいはそれ各省庁が所管をいたしますことにつきましての科学技術の研究開発といふのがござりますので、そういう面で、各省庁が研究開発に、あるいは科学技術の振興に一生懸命になつていただいております面につきまして、総合調整と申しますか、総合的に振興を図つていかなきやならないこととの施策を行つていくといふような役割りを担つておるものと考えておるわけでございます。

月に、長期的展望に立ったわが国の科学技術政策の基本といふことについての取りまとめをいたしておるわけでございます。ごく最近におきましては、昨年の五月以降、大体十年間にわたりますところの日本の科学技術政策の基本といふものを述べておるものでございます。

この中におきまして、これから科学技術の振興の方向はどういう方向が大事なのかという指摘をいたしておるわけでございますが、それで、まず第一に挙げておりますのは、ただいま先生御指摘がございましたよな、エネルギー、資源といふ、これから日本にとりまして大変重大な問題について、それを克服するための科学技術といふことが大変大事な方向だということを指摘をいたしております。また、国民生活に非常に科学技術が貢献をしなければならないということも先生御指摘のとおりでございまして、これを第二に挙げておりますと、國民の福祉の向上といった方向であります。そこで、たゞいまお話をございましたエネルギーのいろいろな科学技術の展開が大変大事である、こういう指摘をいたしております。

それで、たゞいまお話をございましたエネルギーの研究開発の面につきましては、科学技術庁は最初に申し上げたよなことでござりますので、すべてのエネルギー研究開発といふのを科学技術庁が所掌して進めておるというわけでございませんが、科学技術庁は原子力というとつきましたで、科学技術庁は原子力といふことにつきましては、當初からやつてまいつたものでござりますので、原子力の研究開発につきましては科学技術庁が取りまとめもし、推進も國つておるわけでございますが、その他のエネルギーの研究開発——自然エネルギーの研究開発なりあるいは化石燃料——石炭の高度利用と申しますか、あるいは省エネルギーの面におきます研究開発とかいふようなことにつきましては、俗に言われておられますサンシャイン計画とか、あるいはムーンライト計画と云われておるようなもので通産省がもっぱら推進

をしておるというようなわけでございます。しかし、その基礎的な分野、たとえば科学技術庁には先ほどお話をございましたように、金属材料技術研究所とか無機材質研究所というようなものがあります。エネルギーの研究開発につきましては、やはりこの科学技術の上では材料問題といふことが一番革新的な技術を求める道でござります。そういう意味から、たとえば非常に温度の高い材料の開発、あるいは極低温と申しますか、核融合あるいは超電導といいました。これから新しいエネルギーの研究開発に寄与する面での材料の開発、極低温材料の開発とか、あるいは超電導材料の開発とか、そういう面でのあれは、つまり直接に、何といいますか、テーマを掲げたエネルギーの研究開発ではないんでござりますけれども、将来のエネルギー開発にとりまして非常に基本的であり、かつ非常に重要な部面についての材料の研究開発は科学技術庁のそういう研究所でやつておるというような状況でございます。したがいまして、太陽エネルギーとか、あるいは波のエネルギーとかいうようなところで、先導的な分野あるいは基盤的な分野がございましたら、そういうことにつきましては科学技術庁が一生懸命になつてやつておるというふうに御理解をいただけたらと思います。

また、国民の生活に密着したような部面での環境基準の目標の達成といふことについていま御指摘がございましたが、これにつきましては、ただいま申し上げましたこの科学技術会議の答申におきまして、これを作成いたしますときに各省庁と連絡を十分とつておるわけでございますが、その連絡といいますか、打ち合わせ、計画の策定の結果、そういう環境目標値の達成をしていくための科学技術の研究開発の分野としまして、あるいは課題としましては、どういう課題が重要であるかといふような指摘もこの答申の中に入つておるわけでございます。ただ、実際上は環境基準目標の達成につきましては、やはり主として通産省にならうかと思ひますけれども、それぞ

○片岡勝治君 科学技術庁の任務、役割りといふものは必ずしも完全に独立していふことは私も思ひません。各省庁に関連していふる事項と重複しておりますから、その辺の整理がむずかしいと思ひます。しかし私は、いまお話をありましめたけれども、たとえば環境基準のような問題につきましては、通産省が実際にやつておるようでありますけれども、むしろそういうものは私はこの科学技術庁の方、あるいは環境庁ですか、そういうところでもやるべきじゃないですか。たとえば自動車の排気ガスの問題等につきまして、従前は通産省がやつておった、いわば企業の発展を促すそういう省庁でやつておりますから、なかなか——反面規制をしていかなければならぬ、そういう行政もやるといふことですから、むしろ私はそういう意味では、科学行政というものをそらした点から切り離して、がつちりここでやつていく、そういうことによつて国民生活を守つっていくという行政姿勢が私は必要だと思うんです。

す。こういふ点はひとつ今後十分検討していくべきだと思います。時間がありませんから、私は最後にもう一つだけお伺いいたします。

いま科学技術庁に審議会がござりますね、いろいろな審議会があるかというと、三つ四つあります。今度これが整理されますが、これは別に法律案が出ておりますけれども、ちよつとそのことをお聞きしたい。

○政府委員(半澤徳雄君) 現在、審議会、調査会、合わせまして五つございまして、技術士審議会、航空技術審議会、電子技術審議会、資源調査会、発明奨励審議会、この五つがございますが、今回の合理化の見地から発明奨励審議会は廃止いたしました。それから、航空技術審議会と電子技術審議会を統合合理化いたしまして、これを一本の審議会、航空電子等技術審議会といふように二つの審議会を一本化するということです。

○片岡勝治君 科学技術庁ですから、最も科学的、合理的にその行政も運営されていたと私は思っていますけれども、今回の審議会の整理に、まあ言葉は悪いのですが、やり玉に上がって、発明奨励審議会はやめなさい——恐らく何にもやつてこなかつたんじゃないですか、これは。それから航空技術、電子技術、こういった審議会が統合される、この領域は、航空技術と電子技術、まあ似たようなところもありますけれども、科学技術庁たるものではありませんけれども、科学技術庁たるもののが、最も科学的に合理的にこうした行政もやつしていくべき省庁で、統合される、廃止されるということについて、私はちょっと不可解な感じを申上げて、この法律案そのものは別に出ておきますから、あるいはそのときにまたお伺いをするかもしれません。少なくとも今後は審議会を置く以上、その機能が十分發揮されるように、それが、こんなものは廃止しなさいと言われないよう

に、ひとつ審議会の機能を十分發揮できるようになります。こういふ点はひとつ今後十分検討していくべきだと思います。

私の質問を終わらたいと思います。

○黒柳明君 この設置法、研究所とセンターが移転するということですけど、金属材料の研究というのは、世界的に言ってわが国の開発はどの程度の水準までいっていますか。

○政府委員(杉浦博君) 私どものひとり合点かもしませんが、金属材料研究所でやつております研究を専門管理いたしておりまして感じますことは、非常に、世界の中でも相当いいところへいっ

ていると、こういふうに考えております。その一つの実例を申し上げますと、これは先ほど計画局長の答弁にもございましたように、温度が非常に低くなつてしまいまして、絶対零度になると、いわゆる電気抵抗がなくなるというような金属を

発見しました。パナジウム3、ガリウムと申しますが、これで非常に強力な磁石ができるというようなことで、研究員は恩賜賞なんかをもらつておられますけれども、現在筑波にそういう実験棟をつくりまして、いわゆる超電導の分野については非常にすぐれておると思います。それから、そういつた技術を今後使いまして、IEA、要するに国際機関の中でもいろんなテーマが出てくると思いますけれども、そういうテーマに対しても対応できるという感じを持っております。

それから、粉末冶金でございますけれども、これは非常に複雑な形状の冶金技術、こういった面につきまして、一たん金属を粉末にいたしまして、それで成形をするというような技術もこの金属材料研究所から生まれてきておりまして、そ

れは非常に、これまでの技術と全く違つた技術でありますね、これが統合されるということですから、私は統合そのものについてあえて反対をするものではありませんけれども、科学技術庁たるものではありますけれども、科学技術庁たるもののが、最も科学的に合理的にこうした行政もやつ

りますね、これが統合されるということですから、私は統合そのものについてあえて反対をするものではありませんけれども、科学技術庁たるものではありますけれども、科学技術庁たるもののが、最も科学的に合理的にこうした行政もやつ

はアメリカ関係ではああいのはまだ飛んでいるんですか。

○政府委員(園山重道君) 原子力衛星につきましては、アメリカで現在二十個原子力装置を積んだ衛星が飛んでおると聞いております。そのうち、この間のコスモス954号のように、いわゆる原子炉を搭載しておりますものは、たしかもう十数年前だつたと思いますが、に上げましたものが一個ございまして、そのほかにつきましてはいわゆるア

イントープ電池を積んだものである、このように承知しております。

○黒柳明君 まだ一個だけアメリカ関係で飛んでいるわけですね、いまのお答え、一個だけ。今後は、アメリカではそういう核を積んだ衛星といふのは打ち上げ計画はないんですね。

○政府委員(園山重道君) 新聞等で今後も原子力搭載衛星の研究が進められるというような話を聞きますが、正確に今後どういう計画を持っていますか。

○黒柳明君 ハ二年のガリレオ計画といふんですか、あれは核を積んだ衛星ですね、アメリカの。かといふことは承知いたしております。

○政府委員(園山重道君) ハ二年のガリレオ計画といふんですか、たしかハ二年に打ち上げる……

○政府委員(園山重道君) 申しわけありませんが、その計画については承知しておりません。

○黒柳明君 私のところ、NASAの長官から来た手紙だと、一九八二年、ガリレオ計画では核が使われることに決定しております。こういう

ことをNASAの長官から手紙来ていますけれどもね、一回こらあたりよく確かめて、先般国会で決議したばかりですし、ソ連関係はつかんでいるんですか。

○政府委員(園山重道君) ソ連関係につきましては、詳細な情報が入りませんので、先般のコスモス落下的際に、アメリカの方で、今までにあの分野でもがんばろうじゃないかというような話を進めております。

○黒柳明君 新しいところに移転して、ますます環境がよくなるわけで開発が進むと思うんですけど、こんなものは廃止しなさいと言われないよう

○黒柳明君 あのアメリカの一個飛んでいる核衛星、それから八二年に計画するガリレオ計画、この安全性と、ソ連のソ連の場合にはアメリカの情報機関も非常につかみにくいつて書いてありますけれども、この安全対策に対する違いなんどいうのはやっぱりつかんでいますか。

○政府委員(園山重道君) 先般三月でございまして、この間のコスモス954号のよう、いわゆるア

イントープ電池を積んだものである、このようにモス954号の落下の直後でございましたので、御承知のように日本からも国会の御決議を踏まえまして、この原子力衛星に関する非常な懸念を表明いたしました。その禁止の可能性を含めた検討をすべしといふことを言つたわけですが、その後は、アメリカではそういう核を積んだ衛星といふのは打ち上げ計画はないんですね。

○政府委員(園山重道君) 先般三月でございまして、この間のコスモス954号のよう、いわゆるア

イントープ電池を積んだものである、このようにモス954号の落下の直後でございましたので、御承知のように日本からも国会の御決議を踏まえまして、この原子力衛星に関する非常な懸念を表明いたしました。その禁止の可能性を含めた検討をすべしといふことを言つたわけですが、その後は、アメリカではそういう核を積んだ衛星といふのは打ち上げ計画はないんですね。

○政府委員(園山重道君) 先般三月でございまして、この間のコスモス954号のよう、いわゆるア

イントープ電池を積んだものである、このようにモス954号の落下の直後でございましたので、御承

知のよう日本からも国会の御決議を踏まえまして、この原子力衛星に関する非常な懸念を表明いたしました。その禁止の可能性を含めた検討をすべしといふことを言つたわけですが、その後は、アメリカではそういう核を積んだ衛星といふのは打ち上げ計画はないんですね。

○政府委員(園山重道君) 先般三月でございまして、この間のコスモス954号のよう、いわゆるア

イントープ電池を積んだものである、このようにモス954号の落下の直後でございましたので、御承

知のよう日本からも国会の御決議を踏まえまして、この原子力衛星に関する非常な懸念を表明いたしました。その禁止の可能性を含めた検討をすべしといふことを言つたわけですが、その後は、アメリカではそういう核を積んだ衛星といふのは打ち上げ計画はないんですね。

○政府委員(園山重道君) 先般三月でございまして、この間のコスモス954号のよう、いわゆるア

イントープ電池を積んだものである、このようにモス954号の落下の直後でございましたので、御承

知のよう日本からも国会の御決議を踏まえまして、この原子力衛星に関する非常な懸念を表明いたしました。その禁止の可能性を含めた検討をすべしといふことを言つたわけですが、その後は、アメリカではそういう核を積んだ衛星といふのは打ち上げ計画はないんですね。

○政府委員(園山重道君) 先般三月でございまして、この間のコスモス954号のよう、いわゆるア

イントープ電池を積んだものである、このようにモス954号の落下の直後でございましたので、御承

査委員会はどういうふうにして審査をするか、安全性を保つか、さらにソ連についてはどういうふうにやるかという、もうしさいに来ていまして、これは私たち一議員に対してもこういう問題が提起されているわけあります。いわゆるソ連については、アメリカもつかめないので、日本の皆さんがつかみようがないわけで、雑誌に出ているぐらいのことは私たちも知っているわけですが、いわゆるアメリカでも一個飛んでいた、これからも飛ばす計画がある。それについては、アメリカ側の言い分というのは全くソ連の安全性と違う安全性の保ち方をしていると、こういう審査会もつくりてこういうやり方をやっているというふうに言っているわけですな。少なくとも日本の国会でも関心持ったわけですし、何かのときにおいて関心持つて後は熱が冷めるというわけじゃうまくない。そこをフォローするのが皆さん方の責任分野ですから、アメリカのこの核衛星に對しては、どういう安全基準、安全を保つ方法をやっているのか、その審査委員会はどういう委員会なのか、あるいはどういう安全の保ち方をソ連とは違った面でやっているのかぐらいいのことは、やっぱり常時フォローする必要があるんじゃないですか。それで、むしろ私たちが聞いたときはI N R S P といふのはこういうものであると、アメリカではどういう安全の保ち方をしていると、だからアメリカについての説明してもらわないとね、長官。これについては安全はこういうふうに保たれる予定だ、はずである、ソ連についてはわかりませんと、このぐらいの説明してもらわないとね、長官。これは私もあるとき一生懸命文書の交換やつたの。まあこれだけじゃない。そのうちの一つ、その長官、原子力安全審査会なるものについて説明をみると述べているんですよ。ソ連はこういうものがいいはずですよ。まあこれはアメリカの言い分ですからソ連だって何かあるかわかりませんよ。そういうのが長官から私あてに来ているわけですか、なら、ひとつ話題になつたときの問題だけではなくてしまして、当然話題にならないときに、現に飛ん

でいるわけで、まだどこかで落っこつたとき話題になつた、そのときまた国会でというわけにいきませんので、當時ひとつフォローしながら、私がとき者でもこういうものをると説明してこれるんですから、皆さん方がお聞きになれば、こういう安全審査会含めまして、あるいはソ連の情報だつて知る限りのことは教えてくれるんではなかろうか。まあこれは老婆心ながら私もいま一生懸命政府・自民党のために何かお役に立つことがあるならばと思ってやつてやるわけだ、がんばつてくださいよ。長官何かありますか。

○國務大臣（熊谷太三郎君） ただいま黒柳議員の大変その方面に対する御熱意のある御調査を拝承いたしまして、大変敬服も申し上げ、また御参考にもしなければならぬと考えておりますので、今後ともでき得る限りそういう問題についても調査をさせるよういたしたいと考えます。

○黒柳明君 防災センターの方は、自衛隊の大地震対策、まあこれは自衛隊だけじゃありませんけれども、そのことが問題になつてもう衆議院にかかるております。科学技術庁と国土庁とは当然相当綿密な打ち合わせをやってあの立法化をしたんですか。

だれにお答えいただくのか、こう四人見比べながらやつてあるんですけれども。

○政府委員（園山重道君） 今回の特別立法につきましては国土庁がおまとめになつておられますが、われわれも十分御相談に乗つておるところでございます。

○黒柳明君 地震予知連絡会とこの防災センターとは、やつぱり常時相当タイアップしてやつてゐるわけですか。むしろこちらの防災センターの方が主導権持つてやつてあるんですか、予知に対しあります。

○政府委員（園山重道君） 防災科学技術センターは、地震予知関係につきましてはある種の分担をいたしますことと、大型の施設の共用といふことをやつておりますし、具体的に防災センターが最も力を入れておりますのは東京を除みます三つの

深い井戸を掘りまして、これは大体一千五百メートルから三千メートルでございますが、御承知のように関東地方、堆積層が厚うございますので、いろいろな難音が入りますので深い井戸を掘つて、その底に非常に高感度の微小地震計を入れまして、そうして関東地方における地震の前兆現象をつかまえようといふことの努力をいたしております。現在すでに二本の井戸が完成し、三本目の井戸の掘削に取りかかっているところござります。これが、地震予知の計画につきましては測地学審議会がいろいろ計画をされておりますが、その中で防災センターが受け持っております仕事の中の一番大きいものがいまの深井戸の観測でございます。そのほかにもいろいろ微小地震計の展開あるいは傾斜計等を東海地域にも設置いたしまして、地震予知全体について相当な寄与をいたしておりますところでござります。

○黒柳明君 あの、関東、特に南関東、ちょっとと話がこっちへいっちゃんとありますけれども、防衛庁の方来ていらっしゃいますかな。——南関東地震計画ですか、きのうの朝日新聞にはこう一面にでかく出ていましてね、その計画が。きょう毎日見ましたら、あれは古いんであんなものはないんだなんて。ちょっととまあ大地震立法についても国会でまたこれから審議するわけですし、私も先般も委員会で問題にしましたんですが、ああいう地震計画、南関東に対しての地震計画、なんかつくその中で朝日新聞が問題にしていたのは、自衛隊が宮様と内閣総理大臣をいざとなつたときはヘリコプターで何か要請の個所に御移動させていただきますと、御移動いたしますと。さらに空からテレビカメラで防災の状況を撮つて、なんかくづく皇居の中もお撮りさせていただきますとか、こういうような文章があつたとかなかつたとかいうことなんですが、それはどうなんですか。

○政府委員(上野隆史君) 昨日の一部報道に關します御質問でござりますが……

○黒柳明君 一部報道——朝日新聞。

は一面トップ、左側に十一段抜きですか、「自衛隊震災派遣計画明るみに」というようなことで、大変私どもびっくりしたわけでございますが、実はこの同じ朝日新聞が昭和四十六年三月九日に、ちょうどどこの中で触れております、いわゆる大地震火災が発生した場合の自衛隊の災害派遣計画といふものを防衛庁が発表いたしましたときに、同じく一面トップに左側に、これは八段か九段でもってやはり同じような場所でもつて大きく報道しております。したがいまして、何か自衛隊がどういう計画を隠しておつて、それが今はからずも衆議院の審議の段階でもつて明るみに出たというようなことではないということをまず申し上げたいと存じます。

それから、この計画でございますが、この計画は昭和四十六年、大都市震災対策推進要綱といふものが中央防災会議で決定をされました。当時、ちょうどロサンゼルスの地震がありまして、ちょうど今日と同じように、震災に対します、地震に對します何と申しましようか、関心が高まつていたときでもございまして、自衛隊といいたしましても、何かこういう大震火災が発生した際の統合的といいますか、総合的な中央でつくった指針というものが必要ではないかということを考えまして、自衛隊の災害対処の準備に対する「大震火災が発生した場合の自衛隊の」……

○黒柳明君 そういうことはいいよ、科学技術庁の所管だから。要するに、その中の官様、総理大臣、政府要人、国会議員、公明党はだめだというくだりだけを言ってくださいよ、そこだけを、どうなつていいのか、いま。

○政府委員(上野隆史君) 災害に対する準備としての作成したものでございます。

そこで、ただいま先生御指摘のこの計画でございますが、これは国会議員数名の方、十人近くの方からの御要請もありまして差し上げておりますし、私どもすでに明るみになつておると思っておりますのでござりますけれども、公になつておるわけでござりますけれども、公になつておる限り、この中の御指摘のくだりです。

が、これは「救援のための指揮連絡」という項目がござります。そこで、その中に第一項目、指揮通信網を設定する。第二項目、「航空機による指揮、連絡」という項目がござります。その第二項目の中に「VIPの緊急輸送」という項目があります。そして、そこに使用予定機数はヘリコプター約十ないし十四機、それから「活動内容」として「官家、総理大臣をはじめ政府要員等を要請により所要の個所に輸送する。」と、こう書いてございません。

○黒柳明君 そのくだり。

○政府委員(上野隆史君) いま申し上げましたのは大きな第二項であります。大きな第三項に、「人命救助活動」という項目がござります。そこ第一項に、「東部方面隊を主体として、これに海自、空自が協力し人員、車両、航空機艦艇を投入して可能な限り救助活動を実施する。」といふように書いてございまして、「人命救助活動」と、それからただいま申し上げました「救援のための指揮連絡」の項目を分けてございまして、その前者「指揮連絡」の項目の中にそういう要人輸送というと、「VIPの緊急輸送」ということでそういう項目がござります。

○黒柳明君 だから、そのくだりさ。もうちょっと詳しく説明してください。政府要人はどこまで。長官入るの、科学技術府長官。

○政府委員(上野隆史君) この政府要人、これは「総理大臣をはじめ政府要員等」ということなどでございますが、そもそもこの項目の趣旨は、大震火災が発生いたしました場合に、まず何よりも中央防災会議等が当然設定されますでございましょうが、そういうところに集まつて指揮救援活動をする掌に当たる方々、総理大臣を中心といふことでございましょうが、そういう方々及びそのスタッフと申しましようか、仕事の手伝いをする人方をそこにまず緊急に集まつてもらうという趣旨でこの項目ができたものと理解をしております。

ただ、そういう御説明ですと、じやなぜ官様が入

つであるのか、官様が指揮、救援活動をするのか

と、指揮をとるのかといふお話をになりますが……

○黒柳明君 いや、そんな質問してないよ。

○政府委員(上野隆史君) 何分にも七年前につくりましたものでございまして、そこら辺のいきさちはちよつとつまびらかにしていいわけでござりますが、この项目的趣旨は先ほど申し上げましたような趣旨でつくったわけでございます。

○黒柳明君 議事録に残さなきや。いま言つたことをよく質問してませんよ。なぜ官様が入るなんて質問してませんよ。それだけきちんと議事録に残してもらわないとさ。私質問してない。自分で勝手に言つたんだから。

そうすると、ヘリコプター十から十四機つて、非常にそこだけ明瞭なんですよ。十台から十四と書いてあるんでしょ。そうすると、災害対策に対して指揮をとる要人ないしスタッフ、その人數を計算するから十ないし十四という合数が出でると、このようく推測せざるを得ないんですね。

素人考えでと。だから、そうなると相当やつぱり綿密に指揮をとつて、必要な人は、総理大臣初めどういう大臣であつて、そのスタッフ何名かぐらいのことは出でないと、プランになつてない

と、その十から十四というへリコプターの台数が

出ないと、これはもう当然でしょ。官家がは

つきりしないといふのはいいですよ、私もはつきりしないんで、官家どうなんだつて聞くつもりはないんですけど、いまのことは相当はつきりして

いるんじゃないですか、政府要人ないしスタッフ

の数、メンバーといふのは。それもまだはつきりしないんですけど、何となくですか、おつくりになつたのは。

○政府委員(上野隆史君) この当時は、地震は急に来ると考えておつたわけでございまして、そのときた……

○黒柳明君 いまだって急に来るよ、あんた。ナ

マズが笑つてゐる。

○政府委員(上野隆史君) お言葉を返すようです

が、いまはこの地震予知といふものが大変発達いたしまして、そしていわゆる大規模地震対策特別

措置法ができるそのものは、地震の予知の何とい

いでしょうか、技術的な進歩があつたといふこと

で、あらかじめ予知をして、そして自衛隊もそ

の法律案の審議に当たりまして、私はかねてから

予防防災ということで出動を命ぜられるといふふ

は、現在に比べますと、予知といふことが余り現

在ほどはつきりしておらなかつたという意味で私

は申し上げたわけでございますが、何はともあ

れ、地震が起きましたと、その場合に、緊急に

使用が可能なヘリコプターは何機あるだろうか

と、それを出しまして、その数から、全部がそ

VIPの輸送に当たるというわけにはまいりませ

んから、情報活動その他いろいろござりますか

見て、日本が二十一人、アメリカが二十六人、イギリスが七・八人、フランスが十一人、西ドイ

ツが十四人と、こういうことになつております

て、研究者数で言えばかなり国際的にも強力な実

態だといふことは言えると思います。しかし、問

題は研究費とか、あるいは待遇の面で国際比較を

見ますと、相当おくれているといふことは、これ

は否定できません。研究費の数字をちょっと挙げますと、これは科学技術白書の数字ですからそち

らでよく御存じだと思いますが、研究者一人当た

りの研究費で、日本の場合八百一十万円、アメリカが千八百三十三万円、イギリスが二千百四十五万円、フランスが千八百四十八万円、西ドイツが千

八百四十三万円と、こういうことで全部日本の二

倍以上の研究費になつております。待遇の方も、そ

ういう立ちおくれがあるといふことは技術府がど

こよりも一番よく御存じだと思いますが、この点

については日本学術会議などからも要望だとか、

そうした申し入れなんかが出されていると思いま

すし、また科学技術会議の答申ですね、現在一番

新しいのは六号答申ですか、毎回科学技術振興の

ための重要な一つの問題として待遇改善問題が指

摘をされてゐるところだと思ひますので、まずこ

の点について、初めて科学技術府長官の見解をお

検討を進めているところでございます。

○黒柳明君 済みません、時間延長しちゃつて。

○山中都子君 科学技術府設置法の一部を改正す

る法律案の審議に当たりまして、私はかねてから

問題意識も持ち、また具体的な要望も多く受けて

おります婦人研究者の待遇改善の問題について、

最初に政府の見解をただしたいと思います。

その前に、日本の科学技術研究者の待遇問題な

んでけれども、いろいろな資料を見ますと、人

数的には研究者、これは七四年の資料ですけれども、

「委員長退席、理事原文兵衛君着席」

二十九万二千九十七人。国際比較をいたします

と、人口一人万当たりの研究者数の数字を比較し

て見て、日本が二十一人、アメリカが二十六人、

イギリスが七・八人、フランスが十一人、西ドイ

ツが十四人と、こういうことになつております

て、研究者数で言えばかなり国際的にも強力な実

態だといふことは言えると思います。しかし、問

題は研究費とか、あるいは待遇の面で国際比較を

見ますと、相当おくれているといふことは、これ

は否定できません。研究費の数字をちょっと挙げますと、これは科学技術白書の数字ですからそち

らでよく御存じだと思いますが、研究者一人当た

りの研究費で、日本の場合八百一十万円、アメリカが千八百三十三万円、イギリスが二千百四十五万円、フランスが千八百四十八万円、西ドイツが千

八百四十三万円と、こういうことで全部日本の二

倍以上の研究費になつております。待遇の方も、そ

ういう立ちおくれがあるといふことは技術府がど

こよりも一番よく御存じだと思いますが、この点

については日本学術会議などからも要望だとか、

そうした申し入れなんかが出されていると思いま

すし、また科学技術会議の答申ですね、現在一番

新しいのは六号答申ですか、毎回科学技術振興の

ための重要な一つの問題として待遇改善問題が指

摘をされてゐるところだと思ひますので、まずこ

伺  
い  
し  
た  
い

○政府委員(大澤弘之君) 大臣にお答えいただき  
ます前に、数字のことがございましたので。

ただいま先生御指摘の数字は、私ども白書その他に掲げております数字でお話しのとおりかと思

を初め各官庁で努力をいたしてきているところですが、現状はいまのとおりでございません。今後とも私どもこの点は努力をしてまいらなければならぬものと、こういふうに考えておるわけでございます。

○國務大臣(龍谷太三郎君) ただいま局長から大体申し上げたとおりだと存じますが、研究費なり研究者の定義、範囲、そういうものがストレートに比較のできない面もあると思いますので、正確なことは十分わかりませんが、しかし、いずれにいたしましても、われわれといいたしましては研究者の数、質、あるいは待遇その他の面につきまして、決してこれで十分とは思つておりませんので、今後とも機会あるごとにあらゆる面からあらゆる場合に応じまして、数なり質なり、あるいは待遇なり研究費なりをもつと増進してまいらねばならぬと、このようた考えております。

○山中郁子君 結局、研究者の研究費問題含めた総合調整的役割りを科学技術庁がお持ちになつていらっしゃると、たとえば日本学術会議の具体的な窓口も科学技術庁が当たられてゐるはずです。そういう点で、いまもちろん積極的に充実、待遇改善のために努力するという御答弁でしたけれども、それは表向きだけの御答弁ではなくて、実際に逐年そうした成果が上がるような、単なる調整機関であるというだけじゃなくて、科学技術庁でそのところの責任は持つてゐるんだということをはつきりとして取り組んでいただく必要があると思つております。

それで、そういう全體としても、国際比較からいつてもそういう状態だし、いま局長が答弁されまししたけれども、私はその補助者の問題自体もかなり問題があると思っております。で、これがまた婦人研究者の問題にも直接関係してくるわけなんですねけれども、婦人研究者はまさにその補助者というところにかなり多くめられてしまふみたいな形で、昇格昇任の問題、一本立ち、そうしたことにについて大きな隘路があります。いろんな点から婦人研究者が、研究者全體の待遇の問題、地位

の問題から見ても矛盾の結節点になつてゐるといふことは言えると思いますので、初めに婦人研究者の問題の基本的な科学技術庁の考え方をお尋ねしたいわけなんですけれども、その前に私はぜひ申上げるわけですが、たとえば、先般第三回婦人週間に当たりまして、総理大臣、それから労働大臣がそれぞれメッセージを出されました。で、御承知だと思いますが、婦人問題企画推進本部長の福田総理大臣のメッセージの中には、日本の婦人の果たす役割りというのは大きく変化してきたけれども、「社会の各方面において婦人の能力がいまだ十分發揮されているとは言い難い状況にあることもまた事実であります。そのため、政府は、国際婦人年を契機として設置した婦人問題企画推進本部において、昨年一月、国内行動計画を策定し、憲法の理想とする男女の平等を真正に実現し、すべての婦人が生涯を通じて、充実した生きがいのある生活を送ることができる社会をつくるべく努力していくところであります。」と、こう述べられています。それから労働大臣のメッセージには、「なかでも、男女の平等を基本とするあらゆる分野への婦人の参加の促進は、ますます取り上げられるべき問題」である。で、その行動計画にはどういうことが述べてあるかと言えれば、まあいろいろありますけれども、この問題に関して言葉ならば、たとえば「こういうふうに述べられています。「婦人が従来のいわゆる女子向職種といふ固定観念にとらわれず能力・個性に応じて専門的・技術的職業その他幅広い職業分野へ進出するなども、自ら能力の開発に努め、」と、こういう表現になつておりますけれども、だから専門的、技術的研究者の職務分野もそこの中に入りますけれども、そうしたところに積極的に婦人の力を生かしていくと、こういうことが、国際婦人年の理念からいっても、それを受けた日本の企

画推進本部の立場からいつても、日本政府の国内行動計画の立場からいつても、それが一つの大きな柱になっているわけですね。

で、私は国内行動計画にもさまざま問題点がありますし、それはかねてから指摘もしておりますからきょうはあえて触れませんけれども、少なくとも、そうした理念に立つて婦人研究者の実態を考えるとどうかということは、かなり大きな問題点があると言わざるを得ないと思います。婦人研究者の問題は、まさに国際婦人年の平等、発展、平和というスローガンのそのままの問題で集中されている問題だと思います。

で、平和という問題について、科学技術研究が大きなウエートを占めるということは当然でありますし、平等、研究者が男女平等という立場での仕事ができる、発展、つまり地位向上、社会参加ですね、そうした問題について婦人が専門的、技術的職務にどんどんその力を発揮していくと、まさに平等、発展、平和というのは婦人研究者にとってまるごと大変重要なウエートを持つ問題だということふうに言えると思いますが、その点については、ぜひ私は科学技術庁が単に調整機関というのではなくて、科学者の待遇改善、科学技術の振興、そのための人材確保と、こういう点に照らして、しっかりとした認識と積極的な姿勢をお持ちいただきなければならぬと思つております。

で、具体的にお伺いいたしますけれども、たとえば、学術会議が婦人研究者の問題に関して要望を出されました。これは、五十二年の五月二十三日に学術会議の会長名で、要望として、婦人研究者の地位の改善についてということで出されております。で、これは先ほど申し上げましたように、科学技術庁が窓口となつてかかるべき対応をされいるはずでございますが、具体的にこの要望に対してもどのような受けとめ方をされ、どのような対処をされておられるのかということについて、まずはお伺いをいたします。

いうのを設けておるんでございますが、これが実際に研究所におきますいろいろな處遇上のニーズの問題を発掘してまとめておるところでございますが、これと當時私どもは研究者の待遇の問題につきましてお話し合いをしておるんでございますけれども、そういうところからも余り、実情を直に申し上げますと、具体的な問題として從来必ずしも提起がなかったものでございますので、こういふ勧告といいますか、要望が出来ます以前につきましては、実はそれほど認識を持つていなかつたのでござります。しかし、この學術會議が大変詳細な資料をつけられまして要望をお出しいたきましたので、私どもとしてもその実態を少し調べる必要があろうかというふうに考えておるわけでございます。

なお、当庁の関係で申しますと、婦人研究者につきましてはやはりそれぞれの向き向きがあるわけでございまして、一律に各研究所におきますところのパーセンテージといふのが一律のパーセンテージにならぬきやならないものだといふふうには思つておりませんで、向き向きのところでは、やはりそれなりに婦人の研究者の数も大変多くなつておるんではないかといふふうに思いまして、一例で申し上げますと、当庁科学技術庁の放射線医学総合研究所というようなところにおきましては、婦人の研究者が働く分野が大変多いといふことでございましょうか、その比率が二六%に達しておりますという状況でございまして、研究者といふ意味合いにおいておきましては、婦人がその向き向きに応じましてかなり私どもは平等と申しますか、そういうことが確保されつつあるんではないかと、こういう認識でござります。

○山中郁子君　だから、認識が甘いし認識が浅いと初めに私申し上げました。いまお話を聞くと、婦人研究者については問題がないという認識なのね。たとえば、それぢや五十二年の、いま申し上げましたけれども、この學術會議の要望ですね、五十二年五月二十三日に出ているのですよ。もう一年前ですよ。だけど結局それぢやその要望に対

してどういうことをしたのかと、何にもしてないわけでしょう。これから実態調査をしようと思っているぐらいなものでしょう。何にもやつてないと。だから、いまこのところはぜひ間違いないと。私が言わんとしていることを理解してほしいんですけれども、そのために私は先ほど国連の世界行動計画の理念とか国内行動計画のことも引用して申し上げたんです。積極的に婦人の地位向上を図っていくという立場に科学技術庁が立たなければ、やれ意見が上がつてこないとか、問題はないという態度であなた方が臨んでいたら、総理大臣がこういうメッセージを出したり労働大臣がメッセージを出したり、企画推進本部まで置いて総理大臣が本部長になつて十年計画といふことでやりましてよううと、国会では婦人の十年推進議員連盟もできているわけで、この中にも入つていらつしやる議員さんいらっしゃるんじやないかと思うんですけど、それども、私はもちろん加盟しておりますが、そういうふうに重要視しているにもかかわらず一番肝心かなめな科学技術庁がそういう官僚的なとくいうか、事務的な態度では困るんだと、ここをとにかく前進させてほしいというのが私のいまの質問の趣旨なんです。そこは長官も局長さんたちもぜひちゃんと考えてくださいね。科学技術庁は調整機関だからといふうなことで、事務的に問題が起らなければよろしい、何かに違反してなければよろしいみたいでそういう態度では困るんだ、そのことをはつきりさせてほしいんです。

それで、企画推進本部の方の見解をお伺いいたしましたけれども、私は研究者の問題についてさまざま問題点があると思っております。で、具体的なことを一々挙げる時間はありませんけれども、昇格昇任の問題にしても、国内留学、海外留学の問題にしても、結果的に多くのやはり格差、男女の不平等が出されていて、補助員には結局婦人が多いけれども、一級職、二級職というふうになればどんどん婦人の数が減つていくと、こういう実態がありますけれども、参事官の見解をまずお伺いしたいと思います。その婦人研究者の実態

○説明員(赤松良子君) 公務員全般につきまして特別活動の資料等で明らかにいたしておりますが、公務員全体につきましても先生の御指摘のような、下のランクの方に女性が固まっているという事実がかなり明らかでございます。しかし、これは即差別ということには全部がなるわけではございませんでしようが、そういうふうに結果としては非常に下のランクの方に多く上の方に少ないと、特に上方になりますと皆無に近いというような状態は、非常に国際婦人年の理念からいたしましても憲法の理想からいたしましても違いものだといふふうに考えております。

○山中郁子君 実態はそうなんですよね。だからそのところを、私が先ほどちょっとしつこく申し上げましたような観点で、事務的じゃなくてどちらえていただきたい。ここをちょっと長官から見解というか所見を伺っておきましょう。

○国務大臣(熊谷太三郎君) 先ほどから特に御婦人の立場からいろいろ事情をつまびらかにされておりまして、数々の御意見があつたわけでござります。また御質問もあつたわけでございまして、当方からいろいろ御答弁申し上げましたが、決して問題がないというよくなつつもりではございませんので、やはりそれなりのいろいろな問題もあると思います。今後も起きてまいると存じますので、具体的ないろいろの処理につきましては、やはりどうしても平等といいますか、御婦人の立場を十分尊重する考え方を基本いたしまして、具体的な今後の問題にも、またいままで取り残されました問題につきましても、ひとつできるだけそういう考え方を取り入れてまいりたいと、このように考えております。

○山中郁子君 これはユネスコの勧告でもはつきりと明記されている問題でありまして、ユネスコの勧告が出てから、学術会議でも多分これは申入れだつたと思いますけれども、科学技術庁にしているわけです。で、先ほど私は学術会議のこの婦人研究者の地位向上に関する要望に対して、科

学技術庁が何もしてないのはまずいではないかと  
いうふうに申し上げましたけれども、

〔理事原文兵衛君退席、委員長着席〕

先ほど局長からはとにかく実態調査にはかかるう  
と、こういうお話をありましたので、そのところ  
はひとつはつきりお約束いたくとともに、こ  
の学術会議の要望は大体四項目になつていまし  
て、その実態調査も入つておりますが、研究者と  
しての職業的参加とその条件整備ですね、それか  
ら男女平等の問題、それから母性保護、研究者と  
それから母親としての仕事をしていく上の母性  
保護的な社会保障の充実と、こういう観点の四つ  
の項目にまとめられると思いますが、この学術会  
議の要望に対して、そのまま聞きおいて、どうな  
つちやつているのかということ、お話を聞けば何に  
もやつてないという感じになりますから、実態調  
査はすぐに取りかかっていただくと同時に、この  
具体的な要求に対しても積極的に対処していくだ  
くといふことのお約束をいただきたいと思います。

○政府委員(大澤弘之君) 先ほど御説明申し上げ

ましたように、私ども各省庁、それから直轄研究  
所長といふところを通しまして研究者の待遇の問  
題、一般的に従来から検討してまいりおつたわけ  
でござりますが、今回要望が出ました後におきま  
しても、そういうところとの接触はしておりますんで  
ござりますけれども、格別に各研究所長さんなり  
あるいは各省庁なりが、そういうことについての  
問題提起と申しますか、そういうものがなかつた  
ものでござりますので、従来そういうことでまい  
つておつたんとございますが、ただいま先生から  
御指摘がございましたので、少し様子調べてみ  
たいと思っております。

○山中郁子君 じゃ、実態調査については具体化  
をして、そして並行してこうした要望に対する対  
応といふことでお約束いただけると理解してよろ  
しいですか。どうも消極的な御答弁で困るんです  
けれども。

○政府委員(大澤弘之君) やはり各省庁なり各研

究所なりが十分な御協力が得られませんと実態調  
査ができるものでござりますので、私ども、先  
生いま御指摘がございましたので調査をすること  
にいたしたいと思いますが、そういうところの御  
協力も私ども期待をして調査をいたしたい、こう  
考えておるわけでございます。

○山中郁子君 じゃ私は、これはぜひ科学技術庁  
にそういうきちんとした立場でやつていただくと  
同時に、企画推進本部として、いまの具体的な問  
題としては学術会議の要望です、婦人の研究者の  
地位向上の問題に関する。その点のお取り組みを  
ぜひお約束をいただきたいと思います。各省庁が  
協力してくれないと困ると、こういうようにおっ  
しゃつておりますので。

○説明員(赤松良子君) 企画推進本部としても、  
御相談に応じたりあるいは各省に連絡を申し上  
げるような機会がございまして積極的に御協力  
いたしたいと思います。

○山中郁子君 企画推進本部は、本部長は総理大臣  
の代理でありますから、ぜひ赤松さん、総理大臣の、本部長  
に指示をして、ちゃんとその促進万を図るという  
ことで、積極的な取り組みをお願いをしたいと  
思っております。

それで、先ほど申し上げましたけれども、局長  
の方からそれほど不平等もない問題もないとい  
うふうなお話だつたんだけれども、決してそうで  
はなく、大学の進出状況、教育関係ですね、を  
見ますと、これはアメリカのN.I.H.、ナショナル・インスティチュート・ヘルスだから、まあ国  
立衛生研究所みたいなものでしようかね、その  
調査によりますと、結局日本との比較で見ます  
と、高等学校段階では同じ水準だけれども、大学  
へいくと二分の一になつて、大学教官や教授では  
三分の一になつてくるんですね。日本の数は、そ  
して、とりわけ修士課程、マスターコース、ドク  
ターコースになりますと四分の一といふうにど  
んどん減つてくるわけですわ。だから、そういう  
点で——アメリカでも決して高くないんですよ、  
任用ですね、任用にな

るということは、数字でちょっと私は当たつてみ  
たんですけど、全体の公務員を見ますと婦人の  
数が一七・四%、これは人数の面から言いまし  
て。で、これは若干の数の違いはあるかもしま  
せんけれども、一七・四%という数字が出て  
ます。しかし、国家公務員の研究職を見ますと七%にぐ  
っと落ちるんです。婦人の比率は、ということ  
は、つまりその研究職のところが非常に婦人が出  
にくく状況にあるという点がここにあらわれてい  
ると思います。それから、教育職なんかも比較的  
そういう面があるわけですから、これは国家  
公務員の教育職ですから小学校とか中学校の先生  
といふ点があります。で、そういう点は、ぜひと  
うした数字からもしっかりと見きわめていただ  
きたいと思いますが、具体的に二、三の指摘をし  
たいのですが、たくさんの方例がありまして、一  
時間弱の時間では私もとても全部をだし切れな  
いですが、先ほどもちょっと触れていたいただ  
ったと、だけ同じ探るなら男の方を探るといふ  
ふうに結局なつてくるし、任用ですね、任用にな

ればもうほんとにそれは歴然としてくるわけで  
す。そういう点で実情をどのように把握されてい  
るか、それから、当然実情がそうした問題点とし  
てあるわけですから、その改善のためにどういう  
施策をお持ちになつておるか、そこをお伺いいた  
します。それで、あわせて数字を申し上げておき  
ますけれども、研究職の、これはある一つの研究  
所の部分抽出でそれとも、見ましたら、全体の  
数でいきますと、一等級の場合に男性の場合で言  
いますと、その男性の研究者の全体の一〇・三%  
が一等級なんです。しかし、婦人で見るとこれは  
ゼロなんです。それから二等級、これは室長と主  
任というランクになつていますけれども、男性の  
場合は一七・五%、一三・八%それぞれあります。  
しかし、女性の場合には九・一%、そして主  
任になると二二・七%というふうに下へくると比  
率が高くなってきて、四等級になると男性は七・  
七%しかいないんだけれども女性は三六・四%  
と、これは公務員の場合でも、先ほど赤松さんか  
ら御答弁があつたように全体の共通した問題では  
あるんですけども、もともと数も少ない上にこ  
ういう事態になつておるという実態があります。  
このデータなんかお含みの上で、先ほどお伺い  
いたしました基本的な技術庁としての施策につ  
いての見解を伺いたいと思います。

○政府委員(大澤弘之君) 何回かお答えしている  
んでございますが、実は私ども、今までの各省  
庁なりあるいは直轄省庁なりとのあれでは、問題  
提起と申しますか、問題意識が、大変先生からお  
しかりを受けておるわけでござりますが、なかつ  
たものでござりますので、実態を学術会議の要望  
によりまして詳細に承知をしておるというような  
ことでございまして、ただ当庁の研究所におきま  
しては、先ほどもちょっと申し上げましたように  
格別の事態を感じておなかつたものでござります  
ので、むしろこの実態を調べさせていただきま  
して、その上で施策その他のことを考えたいと、こ  
う思つておるわけでござります。

○山中郁子君 いま私が幾つかの数字も出しま

た。実態も出しました。企画推進本部の方ではそれなりのとらえ方をしていらっしゃるとは思いますが、先ほど一部御答弁もありましたけれども、最後にまとめてお伺いをしておきたいと思います。

○説明員(赤松良子君) 一般的な国家公務員の婦人のことと研究職のこととは特に分けて考えておりませんけれども、たとえば審議会の委員に婦人を登用するというような場合には、当然専門的な知識をお持ちになる女性の方の進出というのが非常に望まれるわけでございます。そういう意味でも、研究者の中での婦人の地位の向上ということについて私ども今後とも積極的に取り組んでまいりたいと思います。

○山中郁子君 一般的にも当然問題です。共通の問題です。ただ、研究者という分野自体、それがもう婦人がアプローチしていくことが困難だという分野ですので、そこを特に特別に認識もしろいいただきたい。もう重ねて御答弁は要りませんが、留学の実態なんかもぜひお調べいただいて改善も図つていってほしいと思います。

あと、それではちょっと地震の問題について二、三お伺いをいたします。

まあ、地震問題いろいろなところで議論もされておりますので、私は具体的なことでお尋ねしたいんですけども、測地学審議会からの第三次予知計画ですね、この問題があまり回ほど見直されてきていますけれども、進捗状況がどうなつておられるかということを総合的に初めにお尋ねいたします。

○政府委員(園山重道君) お答えいたします。

先生御指摘のように、測地学審議会が日本の地震予知計画というものを從来から立てておられるわけでございまして、現在はその第三次計画、第三次の五ヵ年計画ということで昭和四十九年から五十三年の五ヵ年計画の最終年度に入つたところです。

というのは、大きく分けますと全国的な基本観測と、その問題と、それから特別の地域、いわゆる地震の可能性のあるような特別の地域における観測と、それから新しい観測方法の研究と、こういったところが中心に計画されているわけでございまして、このうちまず全国的な基本的観測、これは御承知のように地震計を各所に配置いていたしまして、地震の起きましたときの震源の決定あるいは地震の前兆現象としての地震を把握するというようなことを行っております。それから、さらに測量を全国的に行いまして、地殻のひずみ等がどの程度起くるかといふようなこと、さらには検潮——潮の潮位でございますが、この検潮所の設置、それから測量の中で水準測量とそれから基点測量、基準測量というのがござりますけれども、こういったことが全国的な基本的な観測として行われているわけでございますが、このうち測量につきましては若干計画されているところよりもおくれを見ておりまして、ただ、まあだんだんこの建議の線に近づいてはおりますが、なお相当なおくれをとつております。そのほかの地震計の配置でござりますとか検潮所でございますとか、あるいは海底地震計を開発するとかいうことにつきましては、おおむねこの建議の線に沿った実施が実行状況になつておると思っております。

うな問題、あるいはさらには、地震予知ができる場合のこの予知情報の伝達方法等についての研究、こういったことが現在精力的に進められていくわけでございます。

大まかに申し上げますと第三次建議と実行状況はこのようなることになるかと思います。

○山中郁子君　いまお話をありましたし、この科学技術庁の資料を見せていただきても、特に測地測量関係が大変おくれているのですね、数字的に見ても。これは何か特別な理由があつたわけですか。そして同時に、このおくれを取り戻すための対策は、どのような見通しを持っておるのかどうかお尋ねいたします。

○政府委員(園山重道君)　測量につきましては国土地理院が担当しておられまして、この第三次建議によりますと、全国を五年ごとに改測するということで、これを年平均にいたしますと千二百点の改測が必要であるということです。これに対しまして、予算的にも、この第三次計画の四分の一程度しかできなかつたわけでござりますけれども、五十三年度におきましては約千点、九百八十五点と言つておりますけれども、予算上はこういった計画が認められておるわけでございます。

ただ、実際にこれを実施いたしますときに、予算の単価との違い等によりましてなかなか計画どおり進まないということはござりますけれども、この辺につきましては、私どもも、一昨年内閣に地震予知推進本部というものが科学技術庁長官を本部長といたしまして設置されておりますので、この地震予知推進本部等の場におきましてできるだけの努力を国土地理院にもお願いしておるわけですがございまして、その結果だんだんに年平均千二百というのに近づきつつあるということをございましたし、今後ともさらに努力が必要かと思っておるところでございます。

○山中郁子君　先ほど御答弁の中にも触れられおりましたけれども、東海地域が特別に対策が必要だということは、第三次計画の見直しの中でも

指摘をされておりますが、この特別な対策を必  
とされるということに対する具体的な対応が、ど  
う方針が出ているのかということをもう一度お尋  
ねいたします。

それで、あわせて、地殻変動関連の計器がもう  
少し、もつとたくさん置いた方がいいのではないかとい  
ういろいろな指摘がありますね、専門家の  
中にも。これはたしか、ごく最近では先日の衆議  
院の科技特での集中審議だと思いますけれども、  
浅田先生がやはりそのように指摘をされておりま  
すけれども、このことについての具体的な対応、  
対策がどうされているか、あわせてお伺いいたし  
ます。

○政府委員(園山重道君) 御指摘のように、東海  
地域、特に一昨年駿河湾を中心とする大地震の発  
生の可能性があるということでございまして、そ  
れ以来地震予知推進本部で、関係省庁、大学の御  
協力によりまして、観測網の充実を推進してきた  
ところでございます。その中身といいたしまして  
は、いわゆる最近特に気象庁で開発されました体  
積ひずみ計というものがこの直前現象を把握する  
のに非常に有効であるということで、気象庁の  
御計画、さらには科学技術庁に計上されておりま  
す特別研究促進調整費等によりましてこのひずみ  
計を増設したところでございまして、現在東海地  
域に七個のひずみ計が入れられております。その  
ほか微小地震の観測網でござりますとか、あるい  
はひずみ計と同時に地盤の傾斜を観測いたします  
傾斜計を設置するとか、あるいは潮の潮位——検  
潮所を増設するというようなことをいたしております  
わけでございます。さらに、これらのデータを気  
象庁が現在二十四時間の監視体制をしておられ  
ますので、そこにすべて集中するということを行  
っております。特にテレメーターによる気象庁  
へのデータの電送というのが着々と行われていて  
ところでございます。また、先生御指摘の地殻変  
動に関する観測を強化せよということでございま  
すが、これは直接的にはいまのひずみ計でござい  
ますとか、あるいは傾斜計というものが有効でござ  
います。

ざいますし、さらに基本的には精密測量ということが必要でございますので、これらについても鋭意整備をいたしておりまして、現在地震学者の先生方の御意見でも、この程度の観測網を充実しておけば、駿河湾地震といふものが発生するとするならば恐らくその前兆現象をとらえることができるであろうと、こう評価していくだいでいるところでございます。

先生が、ことに地殻変動関係の計器はもう少し密に置いた方がよろしいと、こう言つていらつしゃるのですね。私はこのことを申し上げていいのですけれども、だからやはり、今まで万全だということではないのじやないですか、やっぱり体制はもつと強化をしていかなくてはいけない、特に地殻変動関係の計器については。こういう指摘があるんだけれどもどうですかと伺つてゐるのです。

○政府委員(園山重道君) 衆議院においての浅田先生のお話も伺いましたけれども、これは確かに御指摘のとおりでございまして、現在東海地域におきます観測の結果、先ほど申し上げました前兆現象がとらえられるであらうというのは、よく言われておりますマグニチュード八前後の地震が起るならば、これは前兆現象は必ずとらえ得るだろ。ただ、この地震の規模が若干下がつてしまひりますと、この前兆現象の起る範囲も狹まつてくるわけでござります。そういう意味でもっと密にひすみ計その他を配置すべきではないかといふお話をございまして、私どもも当面、マグニチュード八前後のものが起るということで、それに対する対策をほばしたわけでございますが、今後ともできるだけ観測を充実いたしまして、マグニチュードが八から七になりましても、これは被害がないといふわけではございませんので、できるだけ小規模な地震でもとらえられるように観測を充実していかなければいかぬ、このように考えております。

第三次計画でも、さつきの集中審議でもそうした問題が議論されています。それで、特に大学の講座等も強化しなければならないと言われているのですけれども、私はぜひ観測強化指定地域内、つまり千葉大とか埼玉大とか静岡大学ですね、そうしたところでも、こうした地震講座ですか、地震予知に関する講座の設置、それから強化を図るべきだと考えておりますけれども、実情と対応ですね、文部省お見えになつていらしたらお伺いいたします。

○説明員(瀧澤博三君) 地震に関する講座、地震に関連する講座をどこの範囲まで見るか、いろいろむずかしい点もあるかと思いますが、直接地震の予知に関する講座ということを見てまいりますと、お話しのよう、いわゆる日制帝大からの大学が中心になつてゐるわけでございますが、最近のことといたしましては、弘前大学とか神戸とか高知大学とか、こういうところにも地震予知関係の講座の設置なども行われております。

講座の点につきましては、これは言うまでもないことでございますが、まずその分野を担当する研究者がそこで得られるということが前提になるわけでございまして、何と申しましても、各大学からの具体的な御計画をまとめて文部省の方で検討するということにならうかと思ひますので、今後、お話しのような大学につきましても、個々に御相談をいたしまして、大学からの御計画をまとめて十分検討をしていただきたいと思ひます。

○山中都子君 特にこういう強化指定地域内といふところがあるわけですから、そういうところでは、やはり人材確保をも含めた対応をしていかなければいけないと思ひますので、文部省が大学の見解をまとめてということは、ある意味では当然だとしても、文部省の見解としてそういうことはやつていかなければいけないといふうにお考えだと思いますが、そのことだけひとつ重ねて御答弁をいただいて、最後にもう一つは、全体のやつぱり地震予知の関係をいろいろな面で充実強化をして被害をとにかく食いつめていかなければいけない

いということなわけですが、五十二年度の地震予知便覧によると、いわゆる地震予知関連員ですね、これが千五百七十五名というふうにになっているのです。五十二年十月時点ですね。その後、これがどのくらいにふえているのかということで私たちよつと関心を持ちまして、技術庁に問い合わせましたら、多分一年前の数字との比較だと思いましたけれども、直接要員、間接要員含めて八人しかふえたないんですね。私は、ふえていくとはいえ、やはりこれだけ地震予知の問題が騒がれ、そして国としても力を入れていかなきゃいけないのでもかかわらず、いかにも微増だと思っておりますので、この辺の見解と今後の強化の方向がありましたらお伺いをしたいと思います。初めて文部省の方から一言それでは先ほどの点について。

本日はこれにて散会いたします。

午後零時十四分散会

四月十三日本委員会に左の案件を付託された。  
(予備審査のための付託は二月九日)

一、科学技術庁設置法の一部を改正する法律案